

2012年2月15日

NO.157

発行責任者
河野 禮三

東大阪地域労組「働く仲間の会」 仲間の会ニュース

東大阪地域労組「働く仲間の会」
〒578-0985
東大阪市中野南1-36
かわち勤労会館内
TEL 072-961-6653
FAX 072-961-6432

東大阪地域労組「働く仲間の会」 再建10周年レセプション 3月25日かわち勤労会館11時30分～

労働相談事例

選挙の関係で遅くなっていた「働く仲間の会」再建10周年レセプションが、3月25日開催されることになりました。組合員の皆さんは、ぜひ、参加して下さい。参加された人には記念品も用意しています。軽食、飲み物もです。バイクや自動車は避け、公共交通機関を使って参加ください。この日まで、組合員200人を突破し、組合員の増勢の中でレセプションを迎えたいものです。

団体交渉で解決した事例
*****グループ、Nさん解雇事件

会社側提案の解決金について、
*組合側「解決金の上積みは無いか。」
*会社側「解雇通告をしたのは確かだが、前回の団交で組合側の要求を受け入れ、解雇を撤回して、Nさんの勤務態度をみて、改善があれば、雇用継続をしても良いと考えていた。社労士から、勤務評価表を河野委員長に手渡し、Nさんに説明をしてほしいと依頼した。解雇と主張されるのは心外である。
*組合側「経緯は事実だが改善ポイント

の書類の件は、S社労士から河野に手渡され、河野からNさんに説明したが、Nさんは、「自分一人だけ、なぜこのようにならざるのか、会社に對して不信感が募り、解雇による退職にしてほしい」と希望されたので原点到り、解雇による金銭解決を提案した。解決金の金額の上積み希望する。

*組合側「解決金の上積み提案。Nさんに組合側の提案を受けるとか確認したが、Nさんは、「返事は明日まで待つてほしい」と要望したので、組合側からその旨、会社側へ連絡し、その後組合提案の金額で解決。
(株)M給食「Wさん(雇い止め・解雇事

件)
*****病院で給食部のパート職で働いていたWさんは、昨年4月から*****病院の委託先が、D食品からM給食に替わり、職場の雰囲気が変わり、働き難い職場になり、精神的にも追いつめられていました。そんな中、会社側から、8月末に、9月30日以降の契約はしないと雇い止め(解雇)を通告されました。Wさんは、現職場で働き続けることは精神的に無理だと判断して、会社側の雇い止め通告に納得したが、4月1日から9月30日までの雇用保険の加入と会社都合の退職理由の離職票の発行を要求して、団交を申し入れました。

社の了承を得れば、団交の必要はないのではないかと。組合側：会社側が組合側の要求を満たしてくれるのであれば、団交の必要はないと回答した。会社側：会社の了解を得れば連絡する。
確認事項
、会社側から、Wさんの雇用保険は4月1日に遡及して加入手続きをした。本日、雇用保険加入通知書を職場に持参し、Wさんに手渡す。
、離職票は10月1日、会社都合退職理由で発行し、Wさんの自宅へ郵送する。

と承っていたのが、と理・総務の仕事もあると言われ、「経理・総務の事務は経験がないのでできません」と回答したが、法人側は「それでもいい」という条件で採用された。
入社して、介護事務より、経理・総務の仕事が多く、一人では対応できないので増員を依頼していたが、増員されると配置換え、賃下げ等の不利益変更の通告は「止める！」と言う「退職強要」であり、Sさんは耐えきれず「辞めます」といったが、納得はいかないので、「解雇予告手当の請求 未払い残業代の支払い」を要求して団交を申し入れた。

*電話交渉で解決
第1回目、2011年9月12日(月)対応者組合側「河野、会社側「総務Y氏確認事項
、9月13日の団交申し入れの件、日程が都合悪いので、日程調整して連絡するも、組合側の要求は、会

社会福祉法人*****会Sさん 退職強要による解雇
2011年10月11日、ソフトの関係で午後からの出勤であったSさんが、出勤するとT事務局長から「デイサービスへ配置転換、賃金は大阪府の最低賃金に賃下げする」と通告された。Sさんは面接の際、介護事務で求人募集されていたので、介護事務だけ

会社側から代理人を通じて解決するという申し入れがあり、代理人は会社側に「非」があるので、「団交はしなくても会社側を説得すること」という約束をして、解決金を支払い解決した。

《裏に続く》



㈱**サービスKさん(契約不履行等の賃金補償)

Kさんは、2011年7月16日〜2011年12月15日までの雇用契約を締結していたが、会社から仕事がないという理由で休職させられていた契約分の賃金補償を要求して団交を申し入れた。

第1回2011年12月15日(か) わち勤労会館 PM2:00〜3:00

出席者

組合側〓河野 楠本、Kさん
会社側〓S常務取締役、D総務部長

協議事項

契約不履行分は、会社に「非」があるので、調査をして、解決案を連絡すると会社側が約束をして、第1回目の団交は終了した。

*2011年12月22日、会社側は「非」を認め、未払い賃金を支払うと連絡があり、解決した。

裁判闘争(解決分)

***工業Hさん〓損害賠償等請求事件、地位確認等請求事件
9月14日(水)「第3回和解協議」
大阪地裁・第5民事部河野、Hさん(弁護士) 城塚、山室、藤井*

和解内容
、金銭解決 破格の和解金額で解決した。

、被告(会社)が加盟組合員(350社)に、原告に対する謝罪文を郵送する。



「機関紙100号・組合員150名・友の会200名」突破記念レセプション
2006年9月8日 かわち勤労会館に於

教育基本条例・職員基本条例 反対の署名を集めよう

2月23日から始まる、大阪府議会に、教育基本条例・職員基本条例が提案されます。この二つの条例は、大変大きな問題点がある条例です。教育基本条例は、すべての学校の学校別と学校選択制の導入です。これにより、生徒の学校志望の偏りが進み、生徒数の減少した学校の統廃合が進み、子どもたちは遠くの学校に通うために低学年では行き渋り、高学年に

は学年崩壊やいじめが噴出します。08年以降に導入する自治体がなく、反対に、一度は導入した群馬県前橋市は11年度に廃止、長崎市は、12年度に廃止するなど、全国的には見直しが進んでいる制度です。全国的に弊害が多いと見直しが進む制度を、なぜ今更、導入するのでしょうか。また、職員条例は、日本国憲法の第15条「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とあるにもかかわらず、自分たちは「民意」を得たのだからと、松井知

事や橋下市長への忠誠を誓わせ、批判や反対の意見を言うことも許さない、自分たちの言うことを聞かない職員について、処分していくという、まさに独裁政治推進条例とも言うべき条例です。公務員は全体の奉仕者という意味は、たとえ首長であつても府民や市民のそむくことには、意見を述べ住民の要望や、生活実態にそつた施策を進めることです。イエスマンになることではありません。3月議会にむけてぜひ署名を取り組んでいきましょう。

当面の日程

- 2月22日(水) 2条例撤回めざす府民集会 中央公会堂 6時30分
- 23日(木) 春闘地域総行動 労組訪問 9時 かわち勤労会館集合 早朝駅宣 7時15分〜 長瀬 八戸ノ里 吉田
- 3月 1日(木) 組織拡大スタート
- 2日(金) パート1000人パレード
- 11日(日) 3.11大阪府民集会 11時 扇町公園 パレード 2時
- 15日(木) 河内総行動
- 18日(日) 2条例集会&パレード
- 25日(日) 東大阪地域労組「働く仲間の会」再建10周年記念レセプション